

## 議案第12号

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第17条第2項」を「第17条の2第1項」に改め、同条第2項中「第17条第5項」を「第17条の5第1項」に改め、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定及び同条第2項の改正規定（「第17条第5項」を「第17条の5第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。